

料金改定に伴う個別約款変更に関するお知らせ

大阪いずみ市民生活協同組合

平素は、当生協のガスをご利用いただきありがとうございます。

このたび、大阪ガスにおいて、近年の物価や労務費の上昇などの経営環境の変化、および小売自由化に伴う需要構造の変化が進む中で、保安水準の維持やさらなる利便向上のための料金体系を見直しが行われることになりました。これに伴い、当生協におきましても、ガス契約の料金体系を見直すことといたしました。

組合員の皆さまにはご負担をおかけすることとなり、誠に心苦しい限りではございますが、今後も安全・安心にガスをご利用いただけるよう、安定供給とサービス維持に努めてまいります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定日

2026 年 10 月 1 日ご使用分より

2. 改定内容

ガス料金の単価を改定いたします。

約款の変更をいたします。

3. 対象となる方

マイホーム発電料金契約をご利用中の組合員さま

個別約款（マイホーム発電料金） 新旧対照表

新	旧
4. 割引制度 (1) 本個別約款を適用されているお客様で、①床暖房、②浴乾、③ミスト発生器、④ガスコンロを所有し、季節に応じ日常にご使用のお客様に対しては、次の組み合わせによって3に定める料金から1か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。 〔割引額〕 イ ①、②、③、④のすべてを所有し、<u>ご使用</u>の場合 割引額＝3に定める料金×9 パーセント（1円未満の端数切り上げ） ロ ①、②、③のみを所有し、<u>ご使用</u>の場合 割引額＝3に定める料金×7 パーセント（1円未満の端数切り上げ） ハ ①、②、④のみを所有し、<u>ご使用</u>の場合 割引額＝3に定める料金×7 パーセント（1円未満の端数切り上げ） ニ ①、②のみを所有し、<u>ご使用</u>の場合 割引額＝3に定める料金×5 パーセント（1円未満の端数切り上げ） ホ ①、④のみ（又は①、③、④のみ）を所有し、<u>ご使用</u>の場合 割引額＝3に定める料金×2 パーセント（1円未満の端数切り上げ） 5. 精算 (1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、生協は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5（2）及び6（3）において同じ。）までさかのぼって個別約款（取次一般料金<u>S</u>契約）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。 6. 設置確認及び解約等 (1) 生協又は大阪ガスは、家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロが設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がな	4. 割引制度 (1) 本個別約款を適用されているお客様で、①床暖房、②浴乾、③ミスト発生器、④ガスコンロを所有し、季節に応じ日常にご使用のお客様に対しては、次の<u>所有</u>の組み合わせによって3に定める料金から1か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。 〔割引額〕 イ ①、②、③、④のすべてを所有の場合 割引額＝3に定める料金×9 パーセント（1円未満の端数切り上げ） ロ ①、②、③のみを所有の場合 割引額＝3に定める料金×7 パーセント（1円未満の端数切り上げ） ハ ①、②、④のみを所有の場合 割引額＝3に定める料金×7 パーセント（1円未満の端数切り上げ） ニ ①、②のみを所有の場合 割引額＝3に定める料金×5 パーセント（1円未満の端数切り上げ） ホ ①、④のみ（又は①、③、④のみ）を所有の場合 割引額＝3に定める料金×2 パーセント（1円未満の端数切り上げ） 5. 精算 (1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、生協は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5（2）及び6（3）において同じ。）までさかのぼって<u>基本約款および</u>個別約款（取次一般料金契約）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。 6. 設置確認及び解約等 (1) 生協又は大阪ガスは、家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロが設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がな

い限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。
万一、立ち入りを承諾していただけない場合、新たに申し込みをされたお客様については、生協はマイホーム発電料金契約の申し込みを承諾しない又は申し込まれた割引の適用を行わないこととし、既にマイホーム発電料金契約を締結されているお客様については、他の契約種別への変更、契約の廃止又は適用されている割引の変更等の手続きを行っていただきます。

(2) 家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロを取り外した場合若しくは使用しなくなった場合又は家庭用コージェネレーションシステムが継続的に発電停止状態に至った場合は、ただちにその旨を生協へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合若しくは使用しなくなった場合又は家庭用コージェネレーションシステムが継続的に発電停止状態に至った場合は、マイホーム発電料金契約から他の契約種別への変更又は契約の廃止等の手続きを行っていただきます。床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロを取り外した場合又は使用しなくなった場合は、適用されている割引の変更の手続きを行っていただきます。

(3) (1)又は(2)に基づく解約日又は割引額の変更日は、2又は4に定める適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日といたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日
本個別約款は、2026 年 10 月 1 日から実施いたします。

(別 表)

2. 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター 1 個に つき	<u>1, 3 3 5. 0 0 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>1 4 8. 0 0 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	--

い限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。
万一、立ち入りを承諾していただけない場合、生協はマイホーム発電料金契約の申し込みを承諾しない、又はマイホーム発電料金契約を解約することといたします。

(2) 家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロを取り外した場合は、ただちにその旨を生協へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、マイホーム発電料金契約を解約したものとみなします。

(3) (1)又は(2)に基づく解約日もしくは割引額の変更日は、2又は4に定める適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日といたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日
本個別約款は、2021 年 10 月 1 日から実施いたします。

(別 表)

2. 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター 1 個に つき	<u>7 5 9. 0 0 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------------------	--

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>1 7 5. 7 8 円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	--

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガス メーター1個に つき	<u>2,737.60円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
--------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1立方メートル につき	<u>77.87円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
----------------	--------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1か月及びガス メーター1個に つき	<u>1,335.00円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
--------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1立方メートル につき	<u>148.00円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
----------------	---------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1か月及びガス メーター1個に つき	<u>1,392.60円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
--------------------------	---

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガス メーター1個に つき	<u>2,707.22円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
--------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1立方メートル につき	<u>78.37円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
----------------	--------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1か月及びガス メーター1個に つき	<u>759.00円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
--------------------------	---------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートル につき	<u>175.78円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
----------------	---------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1か月及びガス メーター1個に つき	<u>1,362.16円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
--------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>145.12円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	---------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メー
トル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター1個に つき	<u>4,356.10円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
---------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>85.85円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	--------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メー
トル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター1個に つき	<u>4,583.10円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
---------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>83.58円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	--------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メー
トル当たりの単位料金といたします。

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>145.62円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	---------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メー
トル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター1個に つき	<u>4,326.05円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
---------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>86.35円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	--------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メー
トル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1 か月及びガス メーター1個に つき	<u>4,552.16円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
---------------------------	---

ロ) 基準単位料金

1 立方メートル につき	<u>84.08円</u> (消費税等相当額を含 みます。)
-----------------	--------------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款
20の規定により算定した1立方メー
トル当たりの単位料金といたします。